百十六　介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
　第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十七号」と読み替えるものとする。
百十七　介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
　第四号の規定を準用する。
百十八　介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
　第四十号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑴㈡中「通所介護費等算定方法第四号イ」とあるのは「通所介護費等算定方法第十八号イ」と、同号イ⑵㈡中「通所介護費等算定方法第四号ロ又はハ」とあるのは「通所介護費等算定方法第十八号ロ又はハ」と読み替えるものとする。
百十九　介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準
　第四号の規定を準用する。
百二十　介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ　サービス提供体制強化加算⑴イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
　⑴　指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス等基準第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
　⑵　⑴の介護職員の総数の算定にあっては、第四十三号イ⑵の規定を準用する。
　⑶　通所介護費等算定方法第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
ロ　サービス提供体制強化加算⑴ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
　⑴　指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
　⑵　⑴の介護職員の総数の算定にあっては、第四十三号イ⑵の規定を準用する。
　⑶　イ⑶に該当するものであること。
ハ　サービス提供体制強化加算⑵　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
　⑴　指定介護予防特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
　⑵　⑴の看護・介護職員の総数の算定にあっては、第四十三号イ⑵の規定を準用する。
　⑶　イ⑶に該当するものであること。
ニ　サービス提供体制強化加算⑶　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
　⑴　指定介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
　⑵　⑴の職員の総数の算定にあっては、第四十三号イ⑵の規定を準用する。
　⑶　イ⑶に該当するものであること。
百二十一　介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
　第四号の規定を準用する。
百二十二　介護予防認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
　第五十二号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵中「通所介護費等算定方法第六号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十号」と読み替えるものとする。
百二十三　介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準
　第四十八号の規定を準用する。
百二十四　短期利用居宅介護費を算定すべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基準
　第五十四号の規定を準用する。この場合において、同号中「介護支援専門員が、緊急に」とあるのは「担当職員が、緊急に」と、「地域密着型サービス基準第六十三条」とあるのは「地域密着型介護予防サービス基準第四十四条」と、「小規模多機能型居宅介護費」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護費」と読み替えるものとする。
百二十五　介護予防小規模多機能型居宅介護における総合マネジメント体制強化加算の基準
　第五十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「指定地域密着型サービス基準第七十七条第一項」とあるのは「地域密着型介護予防サービス基準第六十六条第三号」と読み替えるものとする。
百二十六　介護予防小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
　第五十七号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑷中「通所介護費等算定方法第七号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十一号」と読み替えるものとする。
百二十七　介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算の基準
　第四十八号の規定を準用する。
百二十八　介護予防認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
　第五十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵中「通所介護費等算定方法第八号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十二号」と読み替えるものとする。
百二十九　介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
　第四十八号の規定を準用する。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。
一　第八十三号の規定　平成二十七年九月一日
二　第八十四号イ⑾の規定　平成二十八年度の介護支援専門員実務研修受講試験（法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験をいう。）に係る合格発表の日

○厚生労働省告示第九十六号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十七号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注12に係る施設基準
　一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。
二　指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注6に係る施設基準
　一月当たり延訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。）であること。
三　指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注2に係る施設基準
　連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の名称、住所その他必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）であること。
四　指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注8に係る施設基準
　一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。